

# 消費者教育への取り組み

平成27年2月7日  
消費者庁 服部高明

# 消費者教育とは

消費者教育の推進に関する法律（平成24年）

消費者教育の推進に関する基本的な方針（閣議決定）（平成25年）

被害に遭わない消費者

合理的意思決定ができる  
自立した消費者

社会の一員として、  
よりよい社会のために  
積極的に関与する消費者

## イメージ例

商品のラベルや説明書をよく読んで使用する。周りの人が誤った使い方をしていれば注意する。  
トラブルが発生した場合には、事業者へ情報提供し、原因を確認するとともに、再発防止を要請する。  
また、消費生活センターにも知らせる。

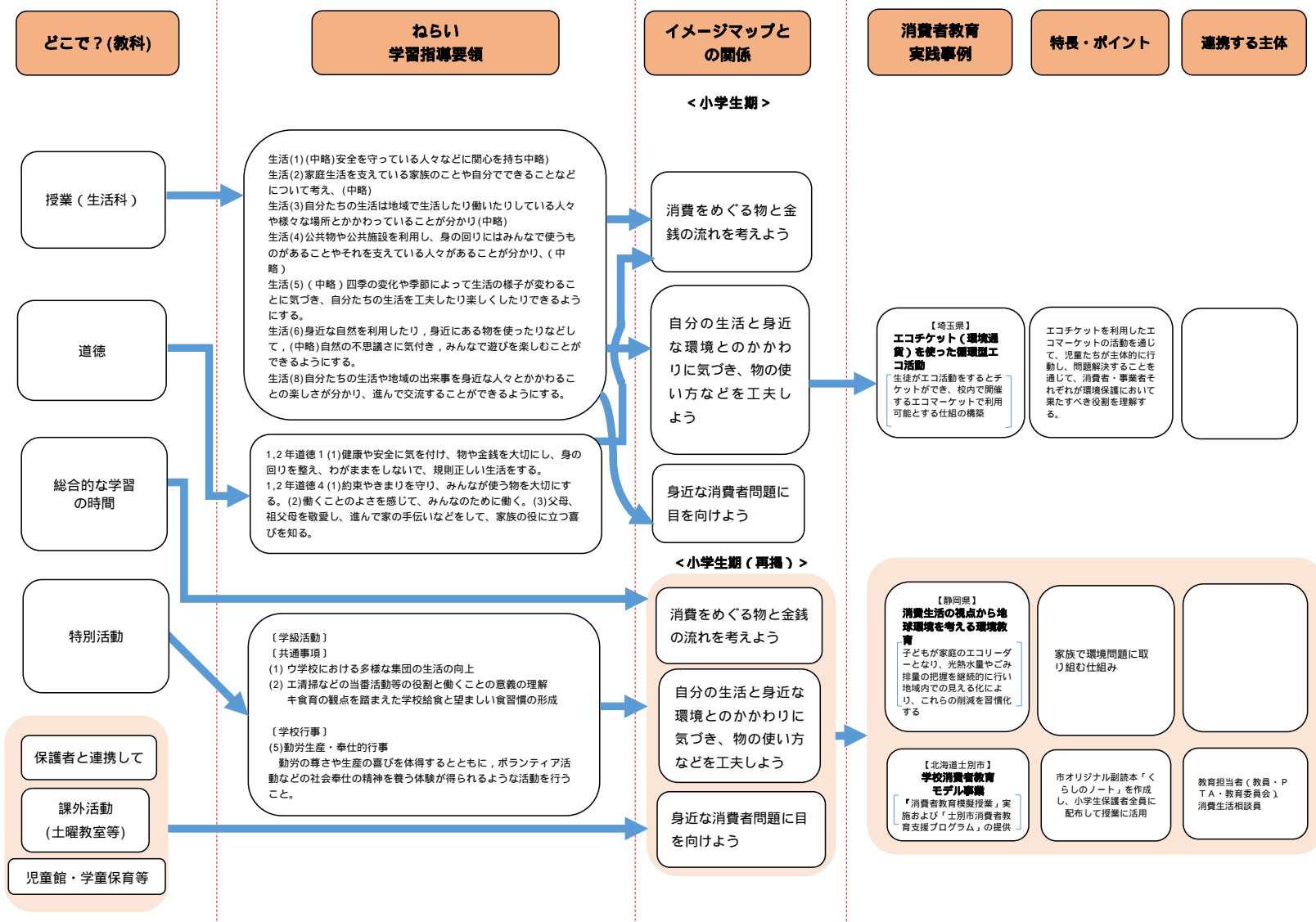
消費者のための制度（クーリングオフ等）について理解する。  
高齢者の見守り活動に参加し、こうした制度を活用する。

買い過ぎない。収入水準に見合った支出。  
環境や社会に配慮した商品やサービスを選択する。

よりよい「故郷」（徳島）のために  
積極的に関与する消費者とは？

# 消費者教育のためのナビゲーション(例)

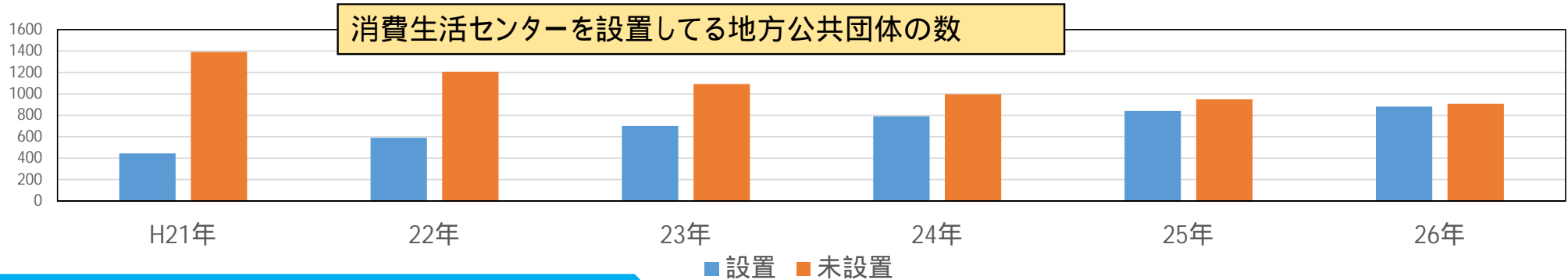
あなたは？ 小学校教諭(1、2年生担任)



# 消費生活センターの消費者教育の拠点化

## 消費者教育の推進に関する基本的な方針（閣議決定）（平成25年）

**消費生活センター**を消費生活相談だけでなく、いわば消費者教育センターとしても位置付けて、**消費者教育の拠点**。



## 消費者教育の拠点としての「6つの機能」

消費者教育への  
関心を促す

自ら  
消費者教育を実施

他機関での  
消費者教育を支援

関係者をつなぐ

担い手を育てる

場を提供する

消費生活展など

消費生活講座など

出前講座など

見守りネットワークなど

サポーター養成など

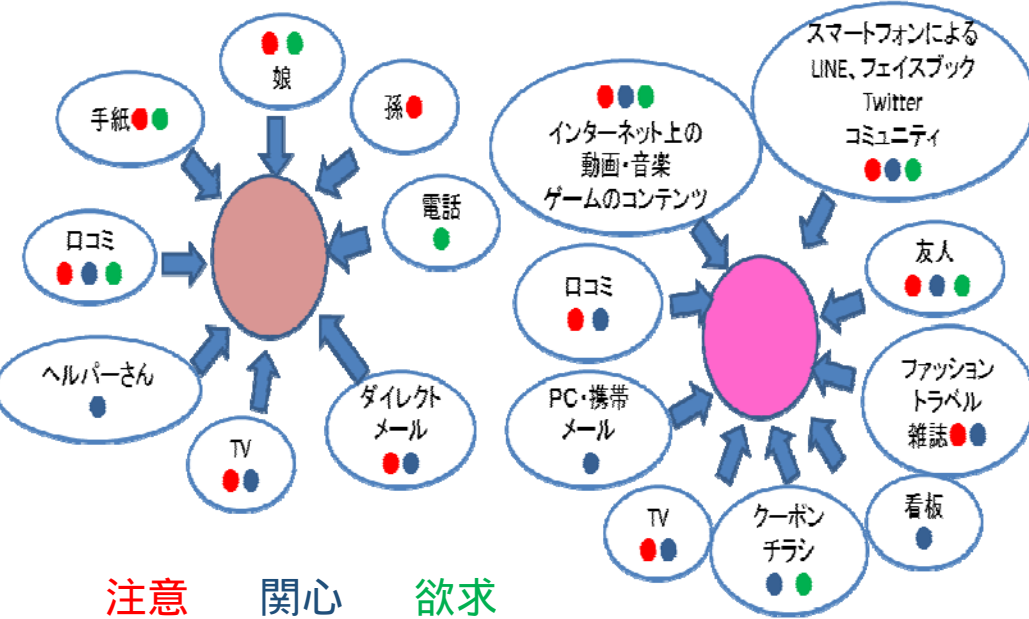
自主学習、交流など

# 高齢者・障害者への情報提供

想定される1日の情報環境イメージ図

情報チャンネルの少ない人

情報チャンネルの多い人



無関心の方は が意識に残りやすい  
 関心があると が意識に残りやすく興味を示しやすい  
 欲求があるときは を使いやすい

高齢者・障害者

情報提供、気づき

見守り役

フェイスブックを利用して情報の受発信

家族、隣人、知人

【団体】

消費者団体、福祉・医療の関係団体、町内会等の地縁団体  
 商工会・商工会議所・商店街等の事業者団体  
 コンビニ・宅配事業者・金融機関等

【個人】

民生委員、福祉関係者、弁護士、司法書士  
 消費生活に関する活動を行う個人(サポーター) 等

悪質な事業者・手口、防御の仕方

消費生活センター